

京都市告示第651号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
梨木神社	京都市上京区寺町通広小路上る染殿町 680 番
下御霊神社	京都市中京区寺町通竹屋町上る下御霊前町, 京都市上京区新烏丸通丸太町下る信富町 324 番, 324 番 1
愛染工房	京都市上京区中筋通大宮西入横大宮町 215 番, 218 番
壽ビルディング	京都市下京区西木屋町通松原上る三丁目市之町 251 番 2, 251 番 4, 251 番 5, 251 番 6, 251 番 7, 252 番 2
日本聖公会 京都聖三一教会	京都市中京区聚楽廻中町 45 番 1, 45 番 2
室賀邸	京都市山科区小山北林町 36 番 5

(都市計画局都市景観部景観政策課)